

No.1 ○豊明市議会定例会6月定例月議会会議録(第1号)

平成24年6月8日

1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛受 明宏	議員
3番	近藤 郁子	議員	4番	近藤 善人	議員
5番	藤江 真理子	議員	6番	早川 直彦	議員
7番	近藤 千鶴	議員	8番	一色 美智子	議員
9番	三浦 桂司	議員	10番	杉浦 光男	議員
11番	近藤 恵子	議員	12番	山盛 左千江	議員
13番	平野 龍司	議員	14番	平野 敬祐	議員
15番	村山 金敏	議員	16番	安井 明	議員
17番	伊藤 清	議員	18番	堀田 勝司	議員
19番	月岡 修一	議員	20番	前山 美恵子	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成田 宏 君	議事課長	松林 淳 君
議事課長補佐	石川 晃二 君	議事担当係長	馬場 秀樹 君
兼庶務担当係長			

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	石川 英明 君	教育長	後藤 学 君
参事兼	神谷 巳代志 君	行政経営部長	伏屋 一幸 君
市民生活部長兼			
健康福祉部長			
経済建設部長	横山 孝三 君	消防長	成田 泰彦 君
教育部長	津田 潔 君	秘書政策課長	鈴木 美智雄 君
財政課長	吉井 徹也 君	総務防災課長	相羽 喜次 君
高齢者福祉課長	原田 一也 君	医療健康課長	加藤 賢司 君
都市計画課長	野村 芳明 君	環境課長	土屋 正典 君

会計管理者 深谷 義己 君 代表監査委員 古橋 洋一 君
兼出納室長
監査委員事務局長 前田 鑛 君

5. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 議席の一部変更について
- (3) 諸報告
- (4) 報告第2号 平成23年度豊明市土地開発公社決算並びに平成24年度豊明市土地開発公社事業計画及び予算の報告について
- (5) 議案上程・提案説明・討論・採決
議案第43号 教育委員会の委員の任命について
議案第44号 教育委員会の委員の任命について
- (6) 推薦第1号 農業委員会の委員となるべき者の推薦について
- (7) 議案上程・提案説明
議案第45号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
議案第46号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第47号 豊明市税条例の一部改正について
議案第48号 豊明市火災予防条例の一部改正について
議案第49号 東部知多衛生組合規約の変更について
議案第50号 平成24年度豊明市一般会計補正予算(第1号)について
議案第51号 平成24年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

6. 本日の会議に付した案件

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 議席の一部変更について
- (3) 諸報告
- (4) 報告第2号
- (5) 議案上程・提案説明・討論・採決
議案第43号及び議案第44号
- (6) 推薦第1号
- (7) 議案上程・提案説明
議案第45号から議案第51号まで

- (8) 議員派遣の件
- (9) 動議第3号 市職員職場環境調査特別委員会の設置について
- (10) 市職員職場環境調査特別委員会の委員の選任

午前10時開議

No.2 ○議長(安井 明議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成 24 年豊明市議会定例会6月定例会月議会が開催されるに当たり、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 24 年豊明市議会定例会6月定例会月議会を開きます。

市長よりあいさつを願います。

石川市長。

No.3 ○市長(石川英明君)

皆さんおはようございます。

本日、平成 24 年6月定例会月議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

現在、国においては消費税法案に関し、詰めの論議が行われており、その動向が注目されております。景気が低迷する中での増税は経済に与える影響が大きく、かえって負の連鎖を招くのではないかと議論がある一方で、借金まみれの財政の改善や、なお一層の高齢化に備えていく上では、避けては通れない方策の一つであるとの意見もあります。

いずれにしても、国会での議論が活発に行われた後、国民の理解が得られる手続で進めていくべきだと思います。

そうしたことを実現するには、まず議論の透明化を図ることではないでしょうか。どこで、だれが、だれと、どのような話をして、結論が導き出されたのか、その結論の客観的根拠などを積極的に国民に知らせていくべきだと考えます。そうすることが、失われつつある政治の信頼を取り戻すことにつながると思います。

話は変わりますが、5月 21 日号の日経グローカルという雑誌に、全国の市議会の改革度が掲載されており、本市は全国で223位となっています。昨年の756位と比べると、格段に順位が上がりました。県内では38市中11位でありました。

躍進の主な理由としては、やはり昨年可決された議会基本条例が大きな要因となっているようです。基本条例の趣旨は開かれた議会であり、言い換えれば透明性の確保であります。今後は、この基本条例に基づき、議会の皆さんとともに、行政の責任者として市民の方々に対し、透明性のある議会にしていきたいと思います。

さて本日、本定例月議会に上程をさせていただきました案件は、報告案件を始め人事案件、条例案件、補正予算案件等の合計 11 議案でございます。

いずれの案件も十分ご審議を賜りまして、すべての案件をお認めいただきますようお願いを申し上げます、開会のあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

No.4 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

本定例月議会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会で日程等のご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

毛受明宏議会運営委員長。

No.5 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

今6月定例月議会の運営について、去る6月4日に委員会を開催し協議をいたしました。その結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせがしてありますので、主な事項のみについてご報告をいたします。

初めに、今6月定例月議会の議会期間につきましては、お手元に配付されておりますとおり、本日から6月 28 日までの 21 日間とし、一般質問につきましては、15 名の議員から通告がありましたので、6月 12 日、13 日、14 日の3日間を質問日に充て、それぞれ5名の質問を行うことといたしました。

次に、付議案件の取り扱いについてであります。報告案件1件につきましては、理事者より報告を受けた後に質疑を行います。

また、議案第 43 号、議案第 44 号及び推薦第1号は人事案件でありますので、本日即決することとし、議案第 45 号から議案第 51 号までは所管の各常任委員会に付託することといたしました。

さらに、陳情等につきましては、お手元に配付されておりますとおり、陳情第2号から陳情第4号までの3件は議会運営委員会に付託し、その他の3件は参考配付といたしました。

なお、議席の一部変更につきましては、本日の日程2で議長から諮られる予定でありますので、ご承知おきを願います。

続いて、お手元に配付されておりますとおり、議員派遣の件につきましては、本日の予定議事の終了後に日程に追加することといたしました。

なお、議案等の質疑は、同一議員につき同一議題について2回以内とし、「議案等質疑に関する事項」を遵守していただきますよう、お願いいたします。

また、通告期限につきましては、議案等質疑の通告が6月14日の午後5時まで、委員会付託をされました議案に対する討論の通告が6月27日の正午まででありますので、ご留意を願います。

最後に、今6月定例月議会の一部を録画することといたしましたので、ご承知願います。
以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.6 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

ただいま報告がありましたとおり、今定例月議会の議会期間は、お手元に配付いたしました会議日程表のとおり、本日から6月28日までの21日間といたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例月議会の会議録署名議員に7番 三浦桂司議員と14番 山盛左千江議員を指名いたします。

日程2、議席の一部変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしました議席変更表のとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.7 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付をいたしました議席変更表のとおり、議席の一部を変更することに決しました。

ただいま、議席が変更されました議員の方は、直ちに新議席にご着席をお願いいたします。

(新議席に着席)

No.8 ○議長(安井 明議員)

日程3、諸報告に入ります。

初めに、監査の結果について代表監査委員より報告を願います。

古橋代表監査委員。

No.9 ○代表監査委員(古橋洋一君)

ご指名をいただきましたので、例月出納検査及び定例監査等の監査の結果報告の補足説明を申し上げます。

初めに、地方自治法第 235 条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、提出書の検査の対象欄に記載されておりますように、会計管理者所管に係る現金の平成 24 年1月から同年3月までの各月末日現在の出納保管の状況を、平成 24 年2月 23 日、3月 28 日、4月 26 日に、それぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係諸帳簿と指定金融機関等の残高証明書により、照合調査をいたしたものでございます。

検査の結果につきましては、一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金は、適正に処理されていることを認めるものでございます。

続きまして、地方自治法第 199 条第1項、第2項及び第4項の規定により定例監査等を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、予算の執行並びに事務事業の実施状況について、消防総務課、消防署及び土木課を2月に、市民協働課を3月に監査したものでございます。

なお、監査の結果につきましては、2月に実施した消防総務課、消防署においては、消防OAシステム点検委託の契約事務において、契約書の添付書類に不足が見受けられましたので、留意されたいという件。

土木課においては、道路台帳補正業務委託の契約事務において、入札結果表の記載に不備が見受けられましたので、留意されたいという件。

次に、3月に実施した市民協働課においては、行政案内文書翻訳業務の契約事務において、見積徴集結果表の記載に不備が見受けられたので、留意されたいという件でございます。

これらの指摘については、各課において速やかに適正な処理をさせたものでございます。

その他につきましては、総体的に適正な処理がなされていると認めたものであります。

なお、例月出納検査及び定例監査等の詳細につきましては、提出書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

以上でございます。

No.10 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

続いて、今定例月議会の開催通知日までに受理した陳情等について報告をいたします。

お手元に配付をいたしました陳情付託表のとおり、陳情第2号から陳情第4号までの3件は議会運営委員会に付託し、その他は参考配付といたします。

以上で諸報告を終わります。

日程4、報告第2号を議題といたします。

理事者の報告を求めます。

相羽総務防災課長。

No.11 ○総務防災課長(相羽喜次君)

それでは、報告第2号 平成23年度豊明市土地開発公社決算並びに平成24年度豊明市土地開発公社事業計画及び予算の報告につきましてご説明を申し上げます。

これは、地方自治法第243条の3第2項の規定により、土地開発公社に係る経営状況に関する事項を報告するものでございます。

まず、決算からご説明を申し上げます。

2ページをお開きください。事業報告書でございます。

1の総括事項。

平成23年度の取得事業はございませんでした。

処分事業では、桜ヶ丘沓掛線用地として526平方メートルの土地を1億4,772万7,887円で、市に売却をいたしました。

その結果、平成23年度末の保有量は179.51平方メートルで、6,950万4,045円となりました。

次に、役員会に関する事項でございます。

理事会は、昨年5月、9月、本年3月に開催し、6件の案件の審議をいたしました。

次に3ページ、平成23年度土地開発公社の決算状況の報告書のご説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出の部から説明をいたします。

これは、公社の単年度の経常的な事業活動をあらわしたもので、処分事業に関するものです。

それでは、上段の収入から説明をいたします。

公有用地売却収益は、昨年9月の補正予算により、市へ桜ヶ丘沓掛線用地の売却を行うため、4,146万5,000円を補正増をいたしました。

そして、先ほど説明をいたしました土地の市へ処分した売却益が1億4,772万7,887円でした。

また、受取利息は、銀行からの預金利息で3万1,202円であり、収入の合計は1億4,775

万 9,089 円となりました。

次に下段、支出を説明いたします。

公有用地売却原価は、公有用地売却収益と同額の1億 4,772 万 7,887 円でした。

人件費は、理事への報酬で2万 5,000 円でございます。

需用費は、消耗品の購入で 1,130 円でございます。

公租公課は、公社の法人県民税、法人市民税の合計7万 1,000 円になりました。

以上の支出合計は1億 4,782 万 5,017 円となりました。

続きまして4ページ、資本的収入及び支出の部を説明いたします。

こちらは取得事業についてあらわしたものでございます。

上段の収入は、借入金のみで 84 万 2,525 円でした。

下段、支出の支払利息は、四半期ごとに借入金の手形を更新する際に金融機関に支払う利息で、110 万 5,535 円となりました。

借入償還金は、金融機関に1億 4,738 万 3,677 円を償還いたしました。

支出合計は、1億 4,848 万 9,212 円となりました。

続きまして5ページ、資金執行計算書をお願いいたします。

この資金執行計算書は、平成 23 年度中の現金収支をあらわしたものでございます。

まず受入資金には、事業収益、事業外収益、長期借入金、前年度繰越金の項目があります。

受入資金の計は、1億 6,427 万 8,352 円となっております。

支払資金には、販売費及び一般管理費、公有地取得事業費、償還金があり、支払資金の合計は1億 4,858 万 6,342 円となりました。

受入資金と支払資金の差し引きは 1,569 万 2,010 円となり、平成 24 年度に繰り越しをいたします。

続きまして6ページ、損益計算書をお願いいたします。

これは、平成 23 年度の損益をあらわすもので、この損益計算書の一番下段をごらんいただきますと、本年度の純損失は6万 5,928 円でございます。

続きまして7ページ、財産目録をお願いいたします。

財産には資産と負債があり、資産には預金、基金、土地があり、合計は 9,519 万 6,055 円となっております。

負債には長期借入金のみで、市内金融機関から 6,947 万 8,845 円を借り入れております。

続きまして8ページ、事業原価計算書をお願いいたします。

この事業原価計算書は、平成 23 年度末に公社が保有する公有用地の残高をあらわしたものです。

22 年度の決算額である前年度末の未処分用地は2億 1,612 万 6,397 円でした。

23 年度中に支払利息である取得事業原価の 110 万 5,535 円が増加し、23 年度中に用地を市に売却して、1 億 4,772 万 7,887 円が減少しました。

その結果、23 年度末の残高になる当年度末未処分用地は 6,950 万 4,045 円となりました。

次に 9 ページ、貸借対照表をお願いいたします。

資産の部には流動資産と固定資産があり、資産合計は 9,519 万 6,055 円となりました。

負債の部には長期借入金である固定負債があり、負債合計は 6,947 万 8,845 円となりました。

資本の部には資本金と準備金があり、資本の合計は 2,571 万 7,210 円となりました。

次に 10 ページ、キャッシュ・フロー計算書をお願いいたします。

この計算書は本年度中の現金の増減を把握するためのものでございます。

上から事業活動によるもの、投資活動によるもの、財務活動によるものがあり、それぞれを計算することでキャッシュ、いわゆる現金の増減をあらわします。

その結果、一番下にありますように、本年度末の期末残高は 569 万 2,010 円となりました。

続きまして、11 ページの剰余金処分計算書をお願いいたします。

この計算書は、利益または損失の処分方法についてあらわします。

処分方法は、土地開発公社の定款第 25 条の第 2 項に規定され、本年度は純損失が 6 万 5,928 円生じたので、前年度繰越剰余金から補てんをし、その結果、翌年度への繰越剰余金は 1,571 万 7,210 円となりました。

次に 13 ページ、平成 23 年度公有用地明細表をお願いいたします。

これは、土地開発公社の所有の土地が、平成 23 年度中にどのような動きがあったかを示しております。

13 ページの一番下、期末残高をごらんください。

公社の保有残高は 6,950 万 4,045 円、面積で 179.51 平方メートルとなりました。

次に 14 ページ、長期借入金明細表をお願いいたします。

この長期借入金明細表は事業ごと、借入日ごとに借入先をあらわしたもので、23 年度は 2 行から合計で 6,947 万 8,845 円を借り入れております。

続きまして 15 ページ、事業収益明細表、事業原価明細表は、事業から生じる収益及び費用をあらわしたものです。

一番下の資本金明細表には、豊明市より 1,000 万円を出資していただいていることを示しております。

以上で平成 23 年度豊明市土地開発公社の決算についての説明を終わります。

続きまして 18 ページ、平成 24 年度事業計画及び収支予算書の説明をいたします。

初めに、19 ページの平成 24 年度豊明市土地開発公社事業計画をお願いいたします。

24 年度も取得事業の予定はなく、道路用地として 179.51 平方メートルの処分を予定をしております。

20 ページ、平成 24 年度豊明市土地開発公社予算をお願いいたします。

収益的収入及び支出の予定は、収入は公有地取得事業収益 7,020 万円、受取利息 11 万 9,000 円、雑収益 1,000 円、収入合計は 7,032 万円を計上いたしました。

支出は公有地取得事業原価 7,020 万円、販売費及び一般管理費 11 万 5,000 円、予備費 5,000 円、支出合計は 7,032 万円を計上いたしました。

次に 21 ページ、資本的収入及び支出の予定をお願いいたします。

収入は保有している公有用地の借入金の支払利息として借入金 60 万円を計上しました。

支出は公有地取得事業費 60 万円、償還金 7,020 万円、支出合計は 7,080 万円を計上いたしました。

次に、22 ページから 24 ページまでは、ただいま説明をいたしました支出予算の執行計画と資金計画書でございますので、説明は省略をさせていただきます。

次に 25 ページ、予定損益計算書をお願いいたします。

こちらは、平成 24 年度の公社の予定損益をあらわすもので、24 年度の純利益を 5,000 円と予定しました。

26 ページ、予定事業原価計算書をお願いいたします。

これは、24 年度末の公社の予定保有残高をあらわしたものです。

24 年度末には未処分用地が 0 となる予定をしております。

27 ページ、予定貸借対照表をお願いいたします。

資産合計は 2,572 万 4,000 円、負債については借入金をすべて償還をする予定で 0。

負債・資本合計は 2,572 万 4,000 円を予定しております。

28 ページにつきましては、参考資料でございますので、説明は省略をさせていただきます。

これで平成 24 年度予算の説明を終わらせていただき、以上で報告 2 号の説明を終わらせていただきます。

No.12 ○議長(安井 明議員)

理事者の報告は終わりました。

ただいまの報告について質疑のある方は挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.13 ○11 番(近藤恵子議員)

この公社の所有している土地が 24 年度でなくなりますけれども、今後、その後の取得の

予定はありますか。

No.14 ○議長(安井 明議員)

答弁できますか。

横山経済建設部長。

No.15 ○経済建設部長(横山孝三君)

土地開発公社の理事という立場ではなくて、経済建設部長の立場でご説明申し上げます。

今、桜ヶ丘沓掛線の豊明市では築造事業を本格化させておりますので、公社でさらにお願いするということはあろうかというふうに考えておりまして、その辺のところを今、検討中でございます。

以上でございます。

No.16 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

近藤恵子議員。

No.17 ○11番(近藤恵子議員)

取得の予定があるということでしたけれども、もし仮にないというか、今後ない場合は、この予算貸借対照表とかを見ますと、固定費だけがどんどん上がっていくような傾向がありますので、取得しなかった場合、この公社の処分等も検討をするということはあるんでしょうか。

No.18 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.19 ○経済建設部長(横山孝三君)

先ほど申し上げましたけれども、公社の理事という立場ではなくて、公社にお願いするという立場でご答弁を申し上げますと、これまで大規模なプロジェクトなどにおきまして大変お世話になっております。用地の先行買収などをお願いしてきたわけでございます。

最近の案件といたしましては、先ほど申し上げましたけれども、桜ヶ丘沓掛線の先行買収をお願いしてまいりました。

それで、今年度より桜ヶ丘沓掛線の築造工事を本格化させておりまして、この事業にお

いては、場合によっては、今後さらに公社のお世話になる可能性がございます。

また、今後における大規模プロジェクトの有無などを見きわめる必要があろうかと存じます。

したがいまして、公社の役割が不要となれば、解散も視野に入ってくるのではないかと思いますけれども、種々検討される時間を含めてまして、しばらくの間は存続をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

No.20 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.21 ○議長(安井 明議員)

以上で日程4を終わります。

日程5、議案上程・提案説明・討論・採決に入ります。

初めに、議案第43号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

石川市長。

No.22 ○市長(石川英明君)

議案第43号 教育委員会の委員の任命について説明をいたします。

現教育委員会の委員、山下徳治氏の任期が、本年7月31日をもって任期満了となりますので、同氏を再任しようとするものでございます。

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項に基づき、議会の同意を得る必要があるからでございます。

山下徳治氏は、お手元の資料のとおり、栄町南館171番地4に住まわれており、生年月日につきましては、昭和39年2月15日生まれでございます。

同氏の経歴は、お手元の略歴のとおりでございますが、人格識見いずれも豊かであり、この4年間、教育委員として非常に熱心に教育行政に携わっていただいているところであります。

不登校の解決や青少年教育、文化レベルの向上など、やるべきことが山積しております教育行政の中で、山下さんのお力を引き続きおかりをし、本市の教育行政をますます充実したものにしていきたいと考えております。

任命に関しまして、議員各位の賛同を切にお願いをいたします。

なお、任期に関しましては、平成24年8月1日から平成28年7月31日までの4年間で

あります。

以上で説明を終わります。

No.23 ○議長(安井 明議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

平野敬祐議員。

No.24 ○14番(平野敬祐議員)

市政会を代表いたしまして討論いたします。

山下徳治氏でございますけれども、皆様ご承知のとおり、23年度、教育委員長として多忙な任務をこなされておられました。

私も館小学校のPTAのOBでございまして、学校のPTA関係各位にも信望の厚い方でございます。引き続き、教育委員としてご活躍をお願いしたいということで、私からもご推薦したいぐらいの方であります。

議員各位にも、本議案については賛同をお願い申し上げまして、私の賛成の討論とさせていただきます。

No.25 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

一色美智子議員。

No.26 ○8番(一色美智子議員)

それでは、議案第43号 教育委員会の委員の任命について、公明党市議団を代表いたしまして賛成の立場で討論をいたします。

山下徳治氏におかれましては、お手元の略歴にありますように、平成18年度、愛日小中学校PTA連絡協議会会長や、愛知県小中学校PTA連絡協議会書記などの要職を歴任された後、平成20年8月からは本市の教育委員として就任され、さらに平成23年8月からは教育委員長を務められ、現在、教育行政に日々多大なご尽力を賜っております。

山下徳治氏には教育委員として1期4年間、本市の教育、文化、スポーツの振興に日々寄与されて、知識と経験を兼ね備え、まさに教育委員としてふさわしい人格者でありますので、教育委員の再任を強く願うものであります。

教育委員の再任に際しましては、議員全員のご賛同をお願いいたしますとともに、山下

徳治氏におかれましては、引き続き教育委員として本市の教育の振興、さらなる発展にご尽力をいただきますようお願いを申し上げ、賛成討論といたします。

No.27 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.28 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 43 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.29 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 44 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

石川市長。

No.30 ○市長(石川英明君)

議案第 44 号 教育委員会の委員の任命についてご説明をいたします。

現教育委員会の委員、丸山千代子氏の任期が本年7月 31 日をもって任期満了となりますので、後任として市野光信氏を選任するものでございます。

この場をおかりして、3年4カ月の間、教育委員としてご活躍をされた丸山氏に深くお礼を申し上げます。

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項に基づき、議会の同意を得る必要があるからでございます。

市野光信氏は、お手元の資料のとおり、二村台4丁目 16 番地7に住まわれており、生年月日につきましては、昭和 40 年3月 21 日生まれでございます。

略歴につきましては、次のページに記載されておりますとおり、さまざまな分野においてご活躍されております。

豊明市教育委員会は、人格が高潔で幅広い見識を有する4人の非常勤の教育委員と常勤の教育長の5人をもって組織をされています。学識経験等が豊富ながら、教育の専門家ではない教育委員の合議により、大所高所から基本方針を決定し、その方針を受けて教育のトップである教育長が事務局を指揮監督して執行する仕組みとなっています。

市野氏は、人格見識いずれも豊かで、特に多文化共生の分野においては、幅広い知識

をお持ちであり、教育委員会委員として適任者であると考えています。任命に関して、議員各位のご賛同を切に願うものであります。

なお、任期に関しましては、平成 24 年 8 月 1 日から平成 28 年 7 月 31 日までの 4 年間となります。

以上で説明を終わります。

No.31 ○議長(安井 明議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案も人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

伊藤 清議員。

No.32 ○17番(伊藤 清議員)

それでは、市政会を代表しまして、議案第 44 号 教育委員会の委員の任命について賛成の立場で討論をいたします。

市野さんにおかれましては、大学卒業後、大手企業の勤務を経て、現在、翻訳・通訳業、また行政書士として業務に幅広くご活躍をいただいている方であります。

そうした業務の傍ら、ボランティア活動にも精力的に取り組まれ、さらには、外国籍の市民の問題については大変見識も深く、さまざまな講演会等で講師も務めておられる方です。

現在、豊明市におきましても、外国籍の児童生徒が増える中で、一昔前とは違いましたさまざまな問題、課題が起きているわけでございます。

そうした中で、こうした多文化共生について大変見識の深い市野さんのご活躍は、大変大きく期待されるものであります。よって、市野さんにつきましては、各議員のご賛同をお願いいたします。

以上で私の賛成討論とさせていただきます。

No.33 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

藤江真理子議員。

No.34 ○5番(藤江真理子議員)

議案第 44 号 教育委員会の委員の任命について賛成討論をさせていただきます。

市野光信さんは、昭和 40 年に東京でお生まれになり、中学 2 年生のときに豊明中学校

へ転入されました。以来、豊明市民として生活され、現在に至っておられます。

平成 10 年からは翻訳・通訳業をスタートさせ、平成 14 年からは行政書士業務も始められ、並行して現在も英語、中国語と日本語との翻訳、通訳も続けられております。

お仕事柄、性別、年齢、国籍、職業など、あらゆる状況に置かれた人たちと常に接しているらっしゃるので、考え方のバランス感覚は抜群です。

「仕事やボランティアなどの活動をする際、何を一番大切にしていращやいますか」と尋ねましたところ、「人権感覚を常に持ちつつ業務に当たってきましたし、これからも取り組む新しいことでも人権感覚は大事にしていきたい」と、穏やかな口調でお答えになりました。

平成 18 年から今も双峰小学校での英語活動ボランティアに携わり、また、豊田市役所では市の職員を対象に在留資格及びケースワーク講師を、さらに今年3月には、犬山市国際交流協会主催で行われた外国人 100 人を対象に、法律改正についての講師を務められました。

豊明のまちに愛着を持っていらっしゃる温厚な方であり、これまでの活動経歴や人権感覚を大切にされている点など、豊明市の教育委員会の委員さんとしてふさわしい方だといえます。

最後に、今年7月末日をもって任期満了となられる現教育委員さんである丸山千代子さんには、これまでのご尽力に感謝の言葉を添えさせていただき、賛成討論といたします。

No.35 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.36 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 44 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.37 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

以上で日程5を終わります。

日程6、推薦第1号を議題といたします。

事務局長をして説明させます。

成田議会事務局長。

No.38 ○議会事務局長(成田 宏君)

推薦第1号 農業委員会の委員となるべき者の推薦についてご説明をいたします。

議会より推薦されました近藤郁子議員が、本年5月31日をもって辞任されましたので、6月1日より欠員となっております。よって、農業委員会等に関する法律第12条の規定により、新たに学識経験者として議会が1名の委員を推薦するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.39 ○議長(安井 明議員)

お諮りいたします。本件については、市内栄町にお住まいの青木秀子さんを推薦することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.40 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、農業委員会の委員となるべき者として、青木秀子さんを推薦することに決しました。

以上で日程6を終わります。

日程7、議案上程・提案説明に入ります。

議案第45号から議案第51号までの7議案を一括議題といたします。

初めに、議案第45号について理事者より提案理由の説明を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.41 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

議案第45号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明のほうをいたします。

この案を提出いたしますのは、派遣対象団体の法人名の変更に伴い必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

公益的法人等への職員の派遣に関する条例、第2条第1項第1号及び第2号において、派遣することのできる団体として規定をしております社団法人豊明市シルバー人材センター及び財団法人愛知県市町村振興協会が、公益法人制度改革に関連する法律の改正によりまして、本年の4月1日からそれぞれ、公益社団法人豊明市シルバー人材センター及び公益財団法人愛知県市町村振興協会に、名称変更に伴い変更するものでございます。

なお現在、各団体に派遣している職員はございません。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.42 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 46 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.43 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、議案第 46 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

この案を提出いたしますのは、副市長候補者選考委員会委員及びスポーツ推進計画策定委員会委員の新設のために必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりいただきたいと思っております。

この改正は、豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等について、それを規定する別表を改正するものでございます。

まず、副市長候補者選考委員会委員につきましては、副市長を公募することに伴い新設するものであり、特別職報酬審議会委員の下に追加をさせていただくものでございます。

また、スポーツ推進計画策定委員会委員につきましては、生涯スポーツ社会の実現に向けた地域総合型スポーツ活動など、スポーツ計画策定に係る委員会を設置することに伴い新設をするものであり、スポーツ賞表彰審査会委員の下に追加をするものでございます。

いずれも委員の報酬額は1回 7,200 円。ただし、会議の時間が4時間以内の場合は 5,000 円とするものでございます。

副市長候補者選考委員会委員は7名、スポーツ推進計画策定委員会委員は 10 名以内となっております。

附則といたしまして、この条例は平成 24 年7月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.44 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 47 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷参事。

No.45 ○参事(神谷巳代志君)

それでは、議案第 47 号 豊明市税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

この案を提出いたしますのは、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからであります。

今回の改正は大きく2点あります。

1点目は、市民税に関しまして、年金受給者の市民税申告手続の簡素化のため、寡婦控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする改正であります。

2点目は、固定資産税に関しまして、いわゆる「わがまち特例」といたしまして、地方税法で市町村に委任された部分を条例で定めるものでございます。

それでは、内容説明をいたしますので、1枚おめくりください。

まず3行目、第35条の2第1項は、市民税に関する改正で、年金受給者が寡婦控除を受けようとする場合、手続の簡素化のため、市民税申告を不要にするものであります。

次に上から7行目、第10条の2は、固定資産税に関する改正で、今回から導入されました地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例について定めるもので、法附則第15条第2項第6号は、償却資産であります公害防止用の下水道除害施設の課税標準を4分の3に減ずることを定めたものであります。

その2行下、法附則第15条第10項は、同じくわがまち特例として、特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設の課税標準を3分の2に減ずるものであります。

次に中ほど、附則といたしまして、第1条 この条例は公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するものであります。

ただし、寡婦控除に関する部分は、平成26年1月1日から施行するものであります。

第2条、第3条は経過措置に関する規定であります。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.46 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第48号について理事者より提案理由の説明を求めます。

成田消防長。

No.47 ○消防長(成田泰彦君)

議案第48号 豊明市火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令及び危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い必要があるからでございます。

今回、改正点が2点あります。内容を説明いたしますので、次のページをごらんください。

まずは、対象火気設備等に関する改正でございます。

近年、電気自動車の普及に伴い、設備が進められております電気自動車用の急速充電設備につきまして、対象火気設備等の対象として追加するとともに、急速充電設備の特性

を踏まえまして、設置する際の位置、構造及び管理に関する制定基準を追加することに伴う改正でございます。

第 11 条の第 1 項は、変電設備の基準でありまして、改正内容といたしましては、この変電設備の基準から新たに第 11 条の 2 に追加されます急速充電設備を除く旨の内容となっております。

第 11 条の 2 は、急速充電設備の位置、構造、管理の基準について条文を追加するものでございます。次のページまで続いております。

続きまして、2 つ目の危険物に関する改正内容の説明をさせていただきます。

そのページの下から 11 行目でございます。

この改正は、これまで非危険物でございました炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が、消防法上の第一類の危険物に追加されたことに伴う改正でございます。

下から 11 行目でございますが、今回追加されます炭酸ナトリウム過酸化水素付加物は、配管内を清掃する業者が用いるような専門的な酸素系の洗浄剤の一部に含まれておりまして、今回の改正により一定以上保有する場合は、条例等に基づく届け出等が必要になるものでございます。

制定附則の第 3 項の次に 4 項を加えるものでございます。

下から 9 行目、第 4 項につきましては、当該物質を貯蔵し、又は取り扱う配管の構造の技術上の基準について、一定の条件を満たす場合は適用しないという条文でございます。

次のページを見ていただきまして、上から 7 行目の第 5 項につきましては、当該物質を収納する容器の表示につきましては、施行日から 1 年半は適用しない、でございます。

1 つ飛びますが、第 7 項につきましては、届け出は施行日から半年間は適用しないという条文でございます。経過措置でございます。

附則といたしまして、附則第 1 項は施行期日を平成 24 年 12 月 1 日とし、制定附則に 4 項を加える改正規定につきましては、平成 24 年 7 月 1 日からとするものでございます。

附則第 2 項は、急速充電設備に関する経過措置を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

No.48 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 49 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山経済建設部長。

No.49 ○経済建設部長(横山孝三君)

議案第 49 号 東部知多衛生組合規約の変更についてご説明申し上げます。

地方自治法第 286 条第 2 項の規定に基づき、東部知多衛生組合規約を別添のように変更することにつきまして、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものでござい

ます。

この案を提出するのは、住民基本台帳の一部を改正する法律の施行において、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることとされたことに伴い、規約変更の必要があるからでございます。

内容を説明しますので、1枚おめくりください。

規約第13条は、組合の経費の支弁方法を規定したものでございます。

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、外国人も住民基本台帳に記録されることになるため、外国人登録者数を削り、組合の負担金のうち人口割の基準を変更するものでございます。

附則といたしまして、附則1は、施行期日は、法律の施行日である平成24年7月9日とし、附則2は、この規約による変更後の第13条の規定は、平成25年度以後の年度分の負担金について適用し、平成24年度分までの負担金につきましては、従前の例によるものとするものでございます。

以上で説明を終わります。

No.50 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第50号について理事者より提案理由の説明を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.51 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

議案第50号 平成24年度豊明市一般会計補正予算書(第1号)についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,389万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174億4,589万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出よりご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

まず、2款 総務費、1項2目 秘書人事管理費、報酬11万6,000円でございます。

これは、副市長候補者を公募するに当たりまして、選考委員会を設置し、適正に候補者の選考を行うものでございます。

委員につきましては、7人を予定しておりますが、うち4名分の報酬でございます。

次に、6款 農林水産費、1項7目 地域農政推進対策事業費の農地区分基礎情報図作成業務委託料242万8,000円でございます。

これは、農地転用の申請時に、農地エリアを判断するための道路や河川、上下水道などの分断要素資料を収集した農地区分情報図を作成するものでございます。

これにより、迅速なエリアの判断ができることとなり、農転の事務の効率化が図られると

いうことでございます。財源はすべて県の緊急雇用創出事業費でございます。

次に、10 款 教育費、1 項 3 目 教育振興費、理科支援員等配置事業委託料の 53 万円でございます。

これは、小学校 5～6 年生の理科の観察、実験等の体験的な学習を支援するため、外部人材を理科支援員として、唐竹小学校、舘小学校にそれぞれ 2 名配置するものでございます。

その下の夢をはぐくむあいち・モノづくり体験事業委託料 8 万 5,000 円は、地域のモノづくり名人から技と生き方を直接学ぶ体験学習でございます。和菓子職人さんが講師となつて、大宮小学校の 5 年生に対して行うものでございます。

次に最下段、人権教育研究委嘱校委託料 6 万円でございます。

これは、栄中学校において自尊感情を高め、他者理解ができる生徒の育成を目指してということを中心として、人権教育に取り組んでまいります。

以上、3 点とも全額、愛知県の委託事業でございます。

ページをお開きください。

同じく 10 款 教育費、4 項 4 目 文化財保護費、出土遺物の洗浄・整理事業委託料 99 万 7,000 円でございます。

これは、昨年 7 月に栄町の姥子地内より、山茶わん等が多数出土したため、今後の保管と活用のために洗浄、整理を行うものでございます。

財源につきましては全額、県の緊急雇用創出事業費でございます。

次に、10 款 教育費、5 項 1 目 保健体育総務費は、本市における生涯にわたっての地域総合型スポーツ活動など、スポーツ推進計画策定に係る関連予算でございます。

まず、報酬 25 万円でございますが、スポーツ推進計画策定委員会の委員報酬でございます。

続きまして、通信運搬費 17 万 1,000 円は、策定に係るアンケートの郵送費でございます。

委託料 568 万 9,000 円は、計画策定に係るアンケート集計、分析及び会議資料の作成などの業務委託料でございます。

この委託料は全額、県の緊急雇用創出事業費を財源としております。

続きまして、2 目 体育施設費の工事請負費 357 万円につきましては、次ページ、10、11 ページをお開きください。

学校スポーツ開放施設工事費は、安全確保のための豊明小学校北西の防球ネットのかさ上げ工事でございます。

続いて、歳入のご説明をいたしますので、4 ページ、5 ページをお開きください。

14 款 県支出金、2 項 県補助金、4 目 労働費県補助金 911 万 4,000 円は、先ほど歳出でご説明いたしました地域農政推進対策事業費の農地区分基礎情報図作成業務委託

料、文化財保護費の出土遺物の洗浄・整理事業委託料及び保健体育総務費のスポーツ推進計画策定業務委託料に対する補助金でございます。

その下の3項 委託金、6目 教育費委託金 67万 5,000円は、理科支援員等の配置や和菓子づくりの体験事業及び思いやりの人権教育の委託金でございます。

最後に、18款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金 410万 7,000円は、前年度繰越金を予算化するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.52 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 51 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

野村都市計画課長。

No.53 ○都市計画課長(野村芳明君)

議案第 51 号 平成 24 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算について説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 380 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 8,780 万 2,000 円とするものでございます。

それでは、歳出から説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

4款 公債費、1項1目 元金です。7ページの事業別で説明いたします。

1の公債費元金償還事業です。右側説明欄、長期債元金は 380 万 2,000 円の増額であります。

これは、公的資金補償金免除繰上償還制度に基づき、地方公共団体金融機構借入分のうち、2件について繰上償還をするものであります。

続きまして、歳入の説明をいたします。

4ページ、5ページをお開きください。

4款1項1目 繰越金 380 万 2,000 円の増額であります。右側説明欄、前年度繰越金は繰上償還するために増額するものであります。

なお、これによる財政の削減効果額は約 30 万となります。

以上で説明を終わります。

No.54 ○議長(安井 明議員)

以上で日程7を終わります。

この際、お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、議員派遣の件を日程に

追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.55 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長をして議員派遣の件を朗読させます。

成田議会事務局長。

No.56 ○議会事務局長(成田 宏君)

議員派遣の件。

平成 24 年6月8日

豊明市議会会議規則第 159 条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 友好自治体議員合同研修会

(1) 派遣目的 住民交流の促進に係る行政施策の実情調査及び議員意見交換

(2) 派遣場所 愛知県北設楽郡豊根村

(3) 派遣期間 平成 24 年7月 10 日から7月 11 日(2日間)

(4) 派遣議員 議員全員

2 尾三十市議会議員合同研修会

(1) 派遣目的 地方行財政の重要課題に関する研修

(2) 派遣場所 愛知県日進市

(3) 派遣期日 平成 24 年8月7日

(4) 派遣議員 議員全員

以上でございます。

No.57 ○議長(安井 明議員)

ただいま、議題となっております友好自治体議員合同研修会及び尾三十市議会議員合同研修会への議員派遣については、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.58 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

友好自治体議員合同研修会及び尾三十市議会議員合同研修会への議員派遣については、豊明市議会会議規則第 159 条の規定により実施することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.59 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元の資料のとおり実施することに決しました。

さらに、お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣につきましては、その後の情勢の変化等により変更を生じた場合には、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.60 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま可決されました議員派遣について、変更が生じた場合の取り扱いは議長に一任と決しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

(議長の声あり)

No.61 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.62 ○17番(伊藤 清議員)

動議の提出を予定いたしております。この後、文書でもって提出をさせていただきたいと思いますので、議長においてお取り計らいをお願いいたします。

No.63 ○議長(安井 明議員)

今、伊藤議員のほうから動議を文書で提出を願うため、暫時休憩といたします。

午前11時8分休憩

午後零時10分再開

No.64 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果を委員長より報告願います。

毛受明宏議会運営委員長。

No.65 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

議長よりご指名がありましたので、この休憩中に開催いたしました議会運営委員会の結果を報告いたします。

お手元に配付されておりますとおり、動議第3号の提出がありましたので、その取り扱いについて議会運営委員会で協議いたしました。

その結果、動議第3号を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.66 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、議員より動議第3号が提出されておりますので、日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.67 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、動議第3号 市職員職場環境調査特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

伊藤 清議員、登壇にてお願いをいたします。

No.68 ○17番(伊藤 清議員)

議長よりご指名をいただきましたので、動議第3号 市職員職場環境調査特別委員会の設置について、その提案理由について説明をさせていただきます。

まずもって、このことにつきましては、地方自治法第110条第4項及び豊明市議会委員会条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

中身に入らせていただきます。

名称につきましては、市職員職場環境調査特別委員会ということでございます。

付託事項としましては、まず市としましては、組織として職員のために仕事のしやすい職場環境をつくる必要がある。また、安心して働き続けられる職場環境づくりに配慮する必要があるといった趣旨にかんがみて、付託事項を3項目について定めております。

1つ目といたしまして、職員数の削減と長時間労働の実態についてを調査をしたいと考えております。

2つ目、職場環境配慮の実態についてを調査したいと考えます。

3つ目、職員の安全と健康の確保の実態についての調査であります。

なお、定数につきましては、10名ということで定めております。

会派の所属議員にありましては、議会運営委員会の選出基準に基づきまして8名、会派に属さない議員にありましては、その半数の2名を加え、10名とするものであります。

調査期間につきましては、本特別委員会は調査終了まで存続できるものとする。

以上であります。

No.69 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.70 ○6番(早川直彦議員)

市職員職場環境調査特別委員会の設置に至った経緯について、提案者にお聞きします。

どのような経緯なのか、教えてください。

No.71 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伊藤 清議員。

No.72 ○17番(伊藤 清議員)

職員数の削減が続いております。そうした中で業務とのバランス、これについて調査をする必要があるという判断のもとに設置の提案に至ったものであります。

以上。

No.73 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

早川直彦議員。

No.74 ○6番(早川直彦議員)

それ以外にはないでしょうか、お聞かせください。

No.75 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伊藤 清議員。

No.76 ○17番(伊藤 清議員)

ただいま答弁したとおりでございます。ほかにはございません。

No.77 ○議長(安井 明議員)

ほかにはございませんか。

藤江真理子議員。

No.78 ○5番(藤江真理子議員)

同じく質問させていただきます。

この市職員職場環境調査特別委員会の目的、最終的にどういったことを目的にして設置されようとしているのか、ご説明をお願いします。

No.79 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伊藤 清議員。

No.80 ○17番(伊藤 清議員)

目的、最終がどこに行き着くか、それはわかりません。

ただ、現状の職員数削減と長時間労働について、また職場環境について、さまざま問題があるのであれば、その解決に向けて議会としても努力をしていく、そういうことであります。落とすところを考えた委員会ということはありません。

No.81 ○議長(安井 明議員)

ほかにはございませんか。

近藤恵子議員。

No.82 ○11番(近藤恵子議員)

付託事項の2番目に「職場環境配慮の実態」という言葉がありますけれども、具体的には、上のほうには職員数の削減、あと労働時間の実態とありますが、それ以外にはどんな実態を調査するのでしょうか。

No.83 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伊藤 清議員。

No.84 ○17番(伊藤 清議員)

プライバシーの保護ですとか内部告発の保護、さらには、職員が目標を持って、将来ビジョンを持って業務に取り組んでいるかどうかということであります。

No.85 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.86 ○12番(山盛左千江議員)

今年度より本議会は通年議会となりました。通常 of 常任委員会の中で議会が開かれていないときも、いつでも委員会を開催し、調査研究することはできる、しやすい環境になりました。

今回の調査の付託事項、1、2、3、それぞれについても今お伺いしたところ、総務委員会の中の所管で十分調査できる内容ではないかというふうに思いましたが、それをあえて特別委員会を、落とすどころも考えていないけれども、とりあえず設置するという、その点について再度説明を求めたいと思います。

明確な答弁をお願いいたします。

No.87 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伊藤 清議員。

No.88 ○17番(伊藤 清議員)

特別委員会につきましては、過去にでも何度も特別委員会のほうを設置をしております。特別な目的を持って、その目的のために委員会を設置するものでありまして、常任委員会云々との関係というのは全くございません。

以上。

No.89 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.90 ○12番(山盛左千江議員)

すみません、私が質問いたしましたのは、常任委員会の中で調査できることを、わざわざ特別委員会を設置する、その理由は何かありますかということですので、私の質問に的確にお答えいただきたいと思います。

(発言する者あり)

No.91 ○12番(山盛左千江議員)

まだ質問があります。

それから、職場環境の配慮についてのその下、職員の安全と健康の確保の実態について、この調査はどのようにされるのか。

また、2番、3番については、その後、市長の裁量権に立ち入ってくるようなことになる可能性があるかないか、議会の調査にふさわしい内容でとどまるのかどうかについても、考えがあるのであれば、落とすところがないと言っているんだから、まあ無理かなと思います。わかれば教えてください。

No.92 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伊藤 清議員。

No.93 ○17番(伊藤 清議員)

特別委員会につきましては、地方自治法上、その特別な目的を持って設置するということが明確に書かれております。地方自治法の趣旨に基づいて設置するものであります。

それから、さらに申し上げるならば10名ということで、今回、議員の定数の過半数を委員として想定をしておりますけれども、多くの議員に参加をしていただきたいと、そういう趣旨のもとに特別委員会の設置ということでございます。

それから、職員の安全と健康の確保につきましては、市としてはどうか組織としましては、安全配慮義務ですとか健康配慮義務、そうしたものが当然あるわけでございます。健康状況の把握等、また休日出勤の状況等、これについて調査をしていくということでありませぬ。

それから、市長の裁量権云々ということについては、全く関係はしてきませぬ。

以上です。

No.94 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.95 ○議長(安井 明議員)

以上で動議第3号に対する質疑を終結いたします。

本案は議員提出議案でありますので委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.96 ○12番(山盛左千江議員)

今の質疑の内容を踏まえて、暫時休憩をいただきたいので、お願いいたします。10分程度で結構です。お願いいたします。

No.97 ○議長(安井 明議員)

ただいま、山盛議員より休憩の動議が提出されました。

お諮りいたします。本動議の成立に賛成される諸君の起立を求めます。

(発言する者あり)

No.98 ○議長(安井 明議員)

動議の成立を今、諮っておりますので。

(発言する者あり)

No.99 ○議長(安井 明議員)

本動議の成立に賛同される諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.100 ○議長(安井 明議員)

所定の賛同者がおりますので、本動議は成立いたしました。

さらに、お諮りいたします。ただいま成立いたしました動議のとおり、休憩することに賛成の諸君の起立を求めます。

(発言する者あり)

No.101 ○議長(安井 明議員)

もう一度、説明いたします。

ただいま成立いたしました動議のとおり、休憩することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.102 ○議長(安井 明議員)

賛成少数であります。よって、本動議は否決されました。

引き続き、会議を進めてまいります。

ほかに討論のある方、ございますか。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.103 ○議長(安井 明議員)

以上で討論を終結し採決に入ります。

動議第3号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.104 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、動議第3号は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。ただいま設置されました市職員職場環境調査特別委員会の委員の選任を日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.105 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま設置されました市職員職場環境調査特別委員会の委員の選任を日程に追加し、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。ただいまから、特別委員会の委員の選任について、各会派間でご協議を願うため暫時休憩といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.106 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、暫時休憩といたします。

午後零時22分休憩

午後零時42分再開

No.107 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

お諮りいたします。市職員職場環境調査特別委員会の委員は、お手元に配付をしてあります特別委員会の委員選任表のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.108 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、市職員職場環境調査特別委員会の委員は、お手元に配付いたしました選任表のとおりと決しました。

ただいまより、市職員職場環境調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選するために暫時休憩といたします。

午後零時43分休憩

午後零時53分再開

No.109 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に市職員職場環境調査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

委員長には伊藤 清議員、副委員長には前山美恵子議員が互選されました。

正副委員長さんにはご苦労さまですが、よろしく願いをいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回は6月12日午前10時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後零時54分散会